

パブリックコメント案件概要

案件名： 尼崎市障害者計画(第4期)・障害福祉計画(第6期)の素案に対する市民意見公募手続の実施について

1. 施策の概要

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画である「尼崎市障害者計画(第4期)」(令和3年度から令和8年度まで。以下「第4期計画」という。)と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。)である「尼崎市障害福祉計画(第6期)」(令和3年度から令和5年度まで。以下「第6期計画」という。)を一体的に策定した計画であり、第4期計画は本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として、第6期計画は本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けています。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

現行の「尼崎市障害者計画(第3期)」と「尼崎市障害福祉計画(第5期)」(以下「現行計画」という。)の計画期間が令和2年度末をもって終了するため、国の「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度から令和4年度まで)に掲げる「基本理念」や「各分野に共通する横断的視点」、「障害者施策の基本的な方向」を始めとして、令和2年5月に告示された「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」に掲げる「成果目標」や「活動指標」等を踏まえ、引き続き、本市障害者施策を計画的に進めていくために本計画を策定するものです。

3. 目指す姿・対応策など

本計画は、現行計画に掲げる「基本理念」や「重点課題」、「基本施策」等を基本としつつ、現行計画の「評価・管理シート」の評価内容や障害当事者へのアンケート調査結果のほか、以下の策定ポイント等を踏まえた計画としています。令和3年度から本計画に基づき、本市障害者施策の一層の推進を図ります。

【本計画の策定ポイント】※下線の項目は、現行計画における評価等を踏まえて、特に推進を図っていく取組です。

- ・ 医療的ケア児や精神障害のある人への支援、リハビリテーションなど医療機関との連携強化
- ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい相談支援の実施
- ・ 計画相談支援(サービス等利用計画及び障害児支援利用の作成)の一層の推進
- ・ 障害特性に配慮した就労、学習や活動、地域への参画機会の確保・充実
- ・ 地域移行や「親亡き後」の生活に向けたグループホーム整備の促進
- ・ 障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進
- ・ 手話通訳など意思疎通支援体制の強化
- ・ 行政サービス等における合理的配慮の一層の推進

4. 施策の対象範囲・期間など

<対象範囲> 市民、事業者 <期間> 尼崎市障害者計画(第4期) : 令和3年度から令和8年度まで
尼崎市障害福祉計画(第6期) : 令和3年度から令和5年度まで

5. 市民意向調査の概要

市内在住の障害のある人(障害者手帳所持者など)7,500人に対して、普段の生活の様子や福祉サービスの利用状況等に係るアンケート調査を実施(有効回答数:2,895人、回収率:38.6%)するほか、市内の障害者団体の協力のもと、グループホームの利用意向や情報・コミュニケーション支援に関する個別調査を実施(有効回答数:440人)して、本計画の策定ための基礎資料としています。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

本市では、平成27年度から「PDCAサイクル」の手法を用いて、現行計画の進捗管理や評価を行っており、毎年度、当該計画の「評価・管理シート」を作成(公表)しています。そのため、本計画(素案)の策定にあたっては、「評価・管理シート」でまとめてきた各施策・サービス等の実施状況や評価、今後の取組方向等を振り返りながら、それら内容をベースとしつつ、上記3の「策定ポイント」も踏まえて、「社会保障審議会障害者福祉等専門分科会(計画策定部会を含む。)」や「自立支援協議会」、「手話言語条例施策推進協議会」で議論を進めてきました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

—

7. 今後のスケジュール

令和3年1月 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会の開催 (パブリックコメントの意見反映等)
2月 パブリックコメント等の結果の公表
2～3月 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会から本計画について答申

8. 添付資料

- (1) 尼崎市障害者計画・障害福祉計画(素案)
- (2) 尼崎市障害者計画・障害福祉計画【施策推進編】(素案)

9. お問い合わせ先

健康福祉局 障害福祉政策担当
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館2階
電話番号 06-6489-6577
ファックス 06-6489-6351
メールアドレス ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp